記録保管制度運用規則

（運用規則）

第 1 条　この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）が、懲戒規則第 11 条に定める記録保管制度の運用に関し制度の効果的かつ円滑な運用を行うため、必要な事項を定める。

（制度の目的）

第 2 条　記録保管制度は、ブリッジの競技会における不正行為をはじめとする規則違反および疑わしい行為を継続的に記録することにより、競技会の公平かつ円滑な進行や運営を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条　記録保管制度における用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

(1)　記録保管報告書（以下「報告書」という）

競技会におけるプレイヤーの行為に関して、記録保管の対象として報告する場合に使用する書類を指す。別紙に定める書式を使用する。

(2)　記録保管報告者（以下「報告者」という）

報告書を提出したプレイヤー、あるいは公認クラブおよびブリッジセンターのマネージャーまたはディレクターを指す。

(3)　記録保管対象者（以下「対象者」という）

競技会における行為が報告の対象となったプレイヤーを指す。

(4)　記録保管運用者（以下「運用者」という）

記録保管制度の運用を行う責任者を指す。

（対象行為）

第 4 条　記録保管制度の対象となる行為（以下「対象行為」という）は、以下の各号とする。

(1)　競技会における不正行為

懲戒規則第 2 条第 1 号に定める競技会における不正行為のすべてが該当する。「情報の不正な入手、利用ならびに提供」、「パートナー間での不正な情報交換」、「対戦相手を不正に欺く行為」、「スコアの改ざん」が典型的だがこれに限らない。

(2)　競技会における重大な規則違反および著しく不適切な行為

懲戒規則第 2 条第 2 号に定める競技会における重大な規則違反のすべてが該当する。「暴力行為および失礼な言動」、「主催団体またはディレクターへの意図的な不服従」、「不当な情報の利用その他プレイヤーに求められる倫理違反」が典型的だがこれに限らない。いわゆるマナー違反や頻繁なサイキックは、本号に含まれる。

(3)　その他、競技会に重大な支障が生じるおそれのある行為

（報告書の取扱い）

第５条　報告書は、印刷された用紙に記入されたものを正本とする。

2　報告書を取り扱うすべての関係者（以下「報告書関係者」という）は報告書の内容及びこれに関して行った協議の内容を秘密に管理し、この規則に定める場合を除いて、第三者に開示又は漏えいしないものとする。かかる守秘義務は、報告書関係者の退任後も継続するものとする。

3　報告者や対象者の権利や名誉を守るため、報告書関係者は、報告書の送付を密封された封書で行うなど報告書を厳重に取扱うものとし、必要な範囲を超えて写しを取ることや電子メールなどへの添付を避けなければならない。

（報告者の資格）

第６条　報告者は、連盟の会員または会友であることを要しないが、自らの氏名を明らかにして報告しなければならない。連盟では匿名による報告を認めない。

（運用者の任命）

第７条　運用者は、懲戒担当理事および競技会事業担当理事各１名に加え、事務局長と競技会事業部長をもってこれに充てる。ただし、これらの者に重複があって３名未満となる場合、または運用者が欠けた場合には、理事会は運用者を追加で任命することができる。

2　運用者の任期は、懲戒担当理事の任期と同一とし、再任を妨げない。

（運用手順）

第８条　記録保管制度の運用は、以下の各号の手順により行うものとする。

(1)　報告書の提出

競技会において、記録保管の対象行為が発生したと考えられる場合、報告者は報告書に必要事項を記入し、ディレクターまたは事務局長に提出する。

(2)　ディレクターの役割

報告者から報告書の提出を受けたディレクターは、これを直ちに事務局長に送付する。また、報告者が報告書の記入に際してディレクターの協力を求めたときには、可能な限りこれに協力する。

(3)　報告書の受領と保管

報告書の提出を受けた事務局長は、受領したことを相手方に伝えたうえで、報告書を適切に保管する。

(4)　報告書の閲覧

運用者は、原則として３ヶ月に１回、保管された全ての報告書の閲覧を行う。なお、保管中の記録保管報告用紙は、運用者のみが閲覧できるものとする。

(5) 報告書の廃棄

保管された報告書は提出された日から最低 3 年間保存するものとし、その間に同一の対象者に対する新たな報告がなされなかった場合は、運用者の判断により廃棄することができる。

（運用者の対応）

第 9 条　運用者は、保管されている報告書の閲覧の結果、同一の対象者が同種の対象行為で複数回報告されている場合など対応が必要と認めた場合には、以下の各号の対応の一部またはすべてを行うことができる。このときには、運用者は、各号の対応に必要な範囲で報告書の内容及び協議の内容を開示することができる。

(1) 有識者との協議

運用者は、必要であると認めた場合には、弁護士やナショナルディレクターなど有識者の見解を求めることができる。

(2) 報告者および対象者への聴聞

運用者は、必要と認めた場合には、報告書記載の事実を確認するために、報告者、対象者、ならびにディレクターなどの関係者に聴聞を行うことができる。

(3) 調査を含む経過観察の実施

運用者は、必要と認めた場合には、報告書記載の事実を確認するため、あるいは特に競技会における不正行為の証拠を確保するために、動画撮影などの調査を含む経過観察を実施することができる。ただし、対象者の氏名や対象行為の内容などの開示は、必要最小限でなくてはならない。

(4) 懲戒の請求

懲戒担当理事は、他の運用者と協議のうえ、報告書の内容が懲戒規則第 2 条に定める懲戒の対象行為に該当すると判断した場合は、懲戒規則第 4 条第 3 項に基づき、理事会に対して懲戒の請求を行う。本号の対応を選択したときのみ、報告者にその結果を伝える。

2　運用者は、保管されている報告書の閲覧の結果、特に対応をおこなわないことまたは一定期間引き続き観察することを選択できる。

（改廃）

第 10 条　この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規則は 2016 年 10 月 1 日から施行する。

変更履歴

2016 年 4 月 22 日制定

2017 年 4 月改正（規則類整備による体裁変更および第 1 条に連盟の定義を追加）